



今月のテーマ：「使用水の管理」について

## 「使用水の管理」について

製造に使用する水は、原材料の一つともいえます。店舗で使用する水が病原微生物で汚染されていたり、有害物質を高濃度に含んでいたりすると、食中毒等の健康被害の原因になりうるので、調理や製氷には安全な水を使用しなければいけません。



### 水道水を使用する場合

チェック	管理基準
色	無色透明であること
濁り	濁りがないこと
臭い	無臭であること
味	無味であり、異常がないこと

水道水を使用する場合は、水の色や濁り、臭い、味に異常が無いか、始業前に確認しましょう。

水の状態に異常があった場合はすぐに使用を中止し、その原因究明を行うとともに、管轄の保健所に相談しましょう。



### 水道水以外を使用する場合

貯水槽水や井戸水は、浄水処理を経て提供される水道水とは異なり、大腸菌やカンピロバクター、レジオネラ菌など様々な細菌が含まれていることがあります。

そのため、貯水槽水や井戸水を殺菌・ろ過して使用する場合には、年1回以上の定期的な水質検査を実施し、**水質検査成績書**を1年間以上保管する必要があります。また、水道水と同様に色や臭いなどに異常がないこと、**残留塩素濃度が0.1mg/L以上**であることも、都度確認しましょう。

#### 【貯水槽の管理】

貯水槽を使用している店舗では、水質検査とともに年1回以上の定期清掃を実施し、記録を店舗で保管しましょう。



## 残留塩素濃度について

### ■ 残留塩素濃度とは？

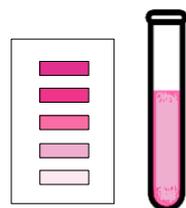
残留塩素濃度とは、水道水の中に残っている塩素の濃度ことです。通常水道から流れる水は、安全を保つために塩素により消毒され供給されています。

### ■ 残留塩素濃度の基準

残留塩素が少なすぎると、消毒効果が落ち、水道水から細菌感染が発生する可能性があります。そのため水道水が蛇口に到達した時点で、残留塩素濃度は0.1mg/L以上である必要があります。

### 【 測定方法 】

残留塩素濃度の測定方法として、DPD試薬を用いた比色法があります。DPD試薬を残留塩素を含む水道水に加え、元の透明色から色が変わることで、水道水内の残留塩素の濃度を測定する方法です。



## 水質検査成績書について

### ■ 水質検査成績書とは？

水質検査成績書とは、水道法に定められた検査機関として厚生労働大臣の登録を受けている機関が行う、水質の検査結果のことです。

### ■ どんな時に必要？

水質検査成績書は、営業許可の申請で必要となります。

※水道水ではなく貯水槽水や井戸水を使用する場合のみ

### ■ どうやって入手するの？

建物を管理する大家さん、もしくは不動産業者に問い合わせるか、水質検査を行っている検査機関に自ら依頼して入手します。

1年以内のものでなければ無効となりますので、1年を超える水質検査成績書の場合は、再度検査を依頼してください。

注意！

## 水が原因となった食中毒の事例

2023年8月に流しそうめん店で食事をした93人が下痢や腹痛などの症状を訴える食中毒が発生し、その後保健所が調査を進めたところ、食中毒の患者は1歳から80代までの892人にまで上りました。

その原因は、湧き水に潜んでいた細菌「**カンピロバクター**」でした。店は夏場だけの営業で、年に1回以上行うことになっている水質検査を今年は営業開始前に行っていなかったことが明らかとなっています。



NIITAKA